

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和四年五月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・三・三号浦和野田線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課、吉川市都市整備部都市計画課、松伏町新市街地整備課

四 縦覧期間

令和四年五月六日から令和四年五月二十日まで